

横手市子育て支援課からのお知らせ

～ 令和3年度幼稚園・保育所等の保育料について ～

保育料は、児童の年齢及び保護者等の市町村民税課税額により決定しており、切替時期は9月です。9月分からの保育料は、令和3年度の市町村民税課税額(令和2年中の所得に基づく)で算定します。算定により保育料の認定階層が変更となった場合は、保育料助成(すこやか子育て支援事業)の適否も変更となる場合があります。※副食費については月額 4,500 円以内であれば保護者負担はありません。

算定した結果は、9月中のお知らせを予定しております。